

「岡山県過疎地域持続的発展方針（素案）」に対する
県民意見等の募集結果について

令和7年6月23日から令和7年7月22日までの間、「岡山県過疎地域持続的発展方針（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の3件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。
貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

番号	ご意見等	県の考え方
1	【はじめに】 過疎方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条が根拠と明記されており、一体的に策定する岡山県過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）も根拠である法第9条を明記すべきではないか。	過疎計画は法第9条に基づき策定しておりますが、今回から過疎方針と過疎計画を一体的に策定し、過疎方針へ統合することから、原案のまま過疎方針のみ根拠を記載いたします。
2	【Ⅰ 基本的な事項】 岡山市（旧建部町の区域）は特定市町村とされており、他の過疎地域とは扱いが異なるため、説明があった方が望ましいのではないか。	特定市町村は過疎地域と扱いが異なることが分かるように、過疎地域と別の項目に記載していることから、素案のままいたします。
3	【別紙 過疎地域持続的発展計画 X 集落の整備】 おかやま地域づくり支援員配置事業について、備中県民局と美作県民局だけでなく、備前県民局にも配置すべきではないか。	備前県民局管内の地域づくり支援員については、中山間地域協働支援センター事業において配置しております。